

# 毒物劇物販売業者のしおり（オーダー販売業者）

令和7年12月 枚方市保健所（第4版）

## 一はじめに

毒物・劇物は、工業薬品、農薬、試薬、塗料などとして私たちの社会生活においていろいろな分野で広く用いられていますが、その取り扱いを誤ると人々に重大な危害を及ぼします。そのため、「毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）」に基づいて厳格な規制が行われています。

毒物・劇物についての正しい知識を身につけ、毒物劇物の流通・取り扱いについて、特にオーダー販売業者の皆様に注意していただきたい事項をとりまとめておりますので、適正な取り扱いの参考にしていただきますよう、お願い致します。

## 1. オーダー販売業者とは

毒物・劇物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵、運搬、若しくは陳列しようとする者は、営業所ごとに販売業の登録が必要です。そのうち毒物・劇物を直接取り扱わない者はオーダー販売業者といつており、登録票に「オーダー」と明記しています。

オーダー販売業では、営業所などに一時的であっても毒物・劇物（サンプルを含む）を貯蔵・陳列すること、運搬すること、運送の手配をすることはできません。

## 2. 毒物及び劇物取締法における譲渡手続きについて

（法第14条 第2項）

毒物・劇物の販売又は授与に際しては、譲渡先が毒物劇物営業者（毒物・劇物の製造業者、輸入業者又は販売業者）の登録を受けているか否かを必ず確認してください。

毒物劇物営業者に毒物・劇物を販売・授与した場合には次の（1）により、毒物劇物営業者以外の者に販売・授与した場合には次の（2）により、その都度、譲渡手続きを行い、書面は必ずオーダー販売業の登録を受けた店舗で保存してください。

### （1） 毒物劇物営業者に販売・授与する場合

譲渡人は、販売・授与の都度、次の事項を書面に記載し、販売・授与の日から5年間保存してください。

- （項目）① 毒物又は劇物の名称及び数量
- ② 販売又は授与の年月日
- ③ 譲受人の氏名、職業及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

### （2） 毒物劇物営業者以外の者に販売・授与する場合

譲渡人は、販売・授与の都度、譲受人（発注者）から次の事項を記載し、譲受人が押印し、または署名した書面の提出を受け、販売・授与の日から5年間保存してください。

- （項目）① 毒物又は劇物の名称及び数量
- ② 販売又は授与の年月日
- ③ 譲受人の氏名（記名+押印または署名）、職業及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

【譲受書の例】

毒物及び劇物譲受書			
毒物又は劇物	名 称	容 量	数 量
販売又は授与の年月日	年 月 日		
譲受人 〔法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地〕	住 所	大阪府枚方市禁野本町〇一〇一〇	
	氏 名	株式会社 ○○	印
	職 業		
備 考	(使用目的など) ○○剤として使用		

3. 毒物又は劇物を直接取り扱うようになった場合

- ① 毒物・劇物が保管できる、かぎのかかる専用の貯蔵設備を設け、毒物又は劇物を貯蔵・陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示してください。
- ② 毒物及び劇物取締法第8条に定められている毒物劇物取扱責任者を置き、適正に管理させるとともに「毒物劇物危害防止規定」や「盜難等防止規定」を作成し、毒物・劇物による保健衛生上の危害防止に当たらせてください。
- ③ 毒物・劇物を直接取り扱うようになってから30日以内に登録票を持参のうえ、変更届（構造設備及び販売方法の変更）及び毒物劇物取扱責任者設置届を提出してください。

4. 登録票の取り扱いについて（更新・変更・廃止手続き等）

- 更新手続き：登録票に書かれている有効期限が切れる1か月前までに更新手続きを行ってください。（有効期限がきたまま毒物・劇物の販売等を行うと無登録販売となります。）
- 変更手続き：「申請者の氏名、住所」「営業所の名称」の事項に変更が生じた場合、または「同一ビル内での移転」が生じた場合は、30日以内に変更届を提出してください。（併せて登録票の書換え交付申請もしてください。）  
なお、「営業所が移転した場合（同一ビル内での移転を除く）」「営業所の全面的な改築を行った場合」「経営者が変わった場合（個人↔法人を含む）」は、新たに登録を受けなおす必要があります。
- 廃止手続き：毒物・劇物の販売業務を行わなくなった場合は、30日以内に登録票を添付して廃止届を提出してください。

★枚方市の毒物劇物に関する各種手続きの手引き・様式の入手方法★

枚方市保健所保健医療課 ホームページ

<https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000002762.html>

「毒物及び劇物取締法関係の申請について」のページをご参照ください。

＊＊＊保健所窓口＊＊＊

枚方市保健所 保健医療課 (薬事担当)

〒573-1197 枚方市禁野本町 2-13-13

(令和7年7月7日に上記所在地へ移転しました)

TEL : 072-807-7623 FAX : 072-845-0685

